

保育園入園児の 申し込みを受け付けます

申し込み・問い合わせ先
町民課 とも係
(内線47・74)

保育園では、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを願って保育をしています。
平成27年度の保育園入園申込を、次のとおり受け付けます。

入園基準

保護者のいづれもが、次の理由により、家庭で児童を保育できない場合に申し込みができます。

- ① 保護者が家庭の外で仕事をしている場合
- ② 保護者が家庭の中で児童と離れて家事以外の仕事(自営業・内職など)をしている場合
- ③ 保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合
- ④ 保護者が出産の前後(原則として産前2カ月・産後3カ月間)である場合
- ⑤ 保護者が長期にわたる病人、または心身に障害を有する同居の親族を常時介護している場合
- ⑥ 保護者が求職中(原則として3カ月間)の場合

- ⑦ 保護者が就学中である場合
- ⑧ 家庭に火災や風水害等の災害があつた場合など

募集園児数を超える申し込みがあつた場合や年度途中の申し込みの場合、優先利用を判断した上で、入園できないことや、他の保育園に入園していただくことがあります。

【保育時間・延長保育時間】

下表をご覧ください。
※保育時間および延長保育料は、平成26年度現在のもので、平成27年度からの新制度施行に伴い検討中ですので、変更となる可能性があります。

【広域入所】

町内にお住まいで、保護者の勤務

の都合などで、町外の保育園に入園を希望される方も申し込みが必要です。

申込方法・申込期間

町民課 とも係および各保育園に11月19日(水)から申込書を用意します。

平成27年度に入園を希望される方は、申込書に必要事項をご記入の上、11月19日(水)～12月19日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)までにお申し込みください。
※既に入園されている園児が引き続き入園を希望される場合も申し込みが必要です。

また、育児休暇等の関係で年度途中の入園を予定されている方も、申込期間中にお申し込みください。

保育時間・延長保育時間

保育園名	保育時間(土曜は希望保育)	延長保育時間		延長保育料
		朝(平日・土曜)	夕	
やまゆり保育園 ・雪窓保育園	平日 午前8時～午後4時	午前7時30分～8時	平日 午後4時～7時	30分につき70円
	土曜 午前8時～正午		土曜 正午～午後6時	
たんぼぼ保育園 (3歳未満児専門)	平日 午前7時45分～午後5時30分	午前7時30分～7時45分	平日 午後5時30分～7時	30分につき140円 午前7時30分～7時45分の15分間は70円
	土曜 午前7時45分～午後1時30分		土曜 午後1時30分～3時	
杉の子幼稚園附属 保育園つくしんぼ (3歳未満児専門)	平日 午前8時～午後4時	午前7時30分～8時	平日 午後4時～7時	30分につき70円
	土曜 午前8時～正午		土曜 正午～午後6時	

保育園などの利用手続きが変わります

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がはじまることにより、保育園などの利用手続きが変わります。

「保育の必要性」の認定が必要です。

新制度では、幼稚園や保育園などに入園を希望する保護者からの申請に基づいて、町が保育の必要性を認定します。認定の種類には、1号認定、2号認定、3号認定があります（下表）。

認定を受けると、保育の必要性（就労状況など）の有無、保育の必要量（就労時間など）、子育て家庭の状況に応じた認定内容が記載された認定証を交付します。

保育料(利用者負担)が変わります。

これまでは、保護者の所得税額を基準としていましたが、平成27年4月分の保育料から、住民税額を基準

とします。

詳細については決定したところでお知らせします。

保育の利用時間が変わります。

2号認定・3号認定を受けの方は、保育の必要量(就労時間)によって保育時間が区分されます。いずれの場合も延長保育があります。

■保育標準時間

フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間保育)

■保育短時間

パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間保育)

平成27年度からの 保育園利用手続き

① 利用申込書(入園申込書)と「保育の必要性」の認定申請書を町民課こども係に提出します。

② 町で必要性の認定および各保育園の定員に合わせた利用調整を行います。

③ 利用先の決定後、認定証および調整結果通知を送付します。
※随時申込の場合、認定証は申請日から30日以内に交付することになっていますが、年度当初申込時は認定事務が集中することから、1月下旬ごろ調整結果とともに送付します。

認定区分表

3つの認定区分	対 象	利 用 先
1号認定 (教育標準時間認定)	保育を必要としない満3歳以上の子ども	新制度に移行する幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	保育を必要とする満3歳以上の子ども	保育園 認定こども園(保育園部分)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	保育を必要とする満3歳未満の子ども	保育園 認定こども園(保育園部分)

※1号認定が必要となる幼稚園、各認定を必要とする認定こども園は、現在、町内にはありません。町外で認定が必要な幼稚園や認定こども園を利用する際には、認定申請が必要になります。

入園するほどではないけれど、困ったときは…

一時保育をご利用ください

町内にお住まいで、保育園に入園していない児童が対象です。保護者の仕事(求職活動など)、出産、病気やけが、看護・介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消等で、緊急または一時的に家庭で子どもを保育をすることができない場合に利用できます。一時保育料がかかります。

雪窓保育園および保育園つくしんぼで実施しています。利用を希望される場合は、各園に直接お申し込みください。

なお、初めて利用される場合、事前に面談を行います。早めにお問い合わせください。

申し込み先

雪窓保育園 (32) 4 1 6 6
保育園つくしんぼ (31) 6 3 6 0

問い合わせ先

町民課こども係 (内線 47・74)
雪窓保育園 (32) 4 1 6 6
保育園つくしんぼ (31) 6 3 6 0